

古ジャワ版マヌ法典のテキストについて

安 藤 充

1. はじめに

筆者は、かつて、古ジャワ語版ラーマヤナに含まれる教訓的詩節の典拠を調査し、その一節がマヌ法典に依拠したものであると推定した (Ando 1996)。それ以来、古ジャワ世界においてマヌ法典がどのように受容されたかに関心をもつようになった。

目下、マヌ法典に関連すると思われる文献の刊本による解説と並行して、未校訂写本の調査をおこなう萌芽的段階にあり、何らかの文献研究の成果を提示できる状況にはない。小論では、古ジャワ文献中におけるマヌ法典への言及、引用を大まかに拾いながらジャワ版マヌ法典のテキスト研究上の課題を整理しておくことによって、今後のジャワ・ヒンドゥー法典の文献研究のオリエンテーションに資することができればと考える。

2. Jayapattra, 特許状, 'Kuṭāramānawa'

ジャワにおいては、インドに由来するとみられる法あるいはその断片は、次の 3 種の形で現在に伝えられていると言われる。即ち、jayapattra の刻文、特許状に関わる刻文、および法典の写本である。

このうち、jayapattra とは、係争する審判で勝訴した側に対して発給される文書で、判決に当事者双方が合意したことを示すと共に、その判決にあたっていかなる法規定が参照されたかも記述している。古いものは 10 世紀初頭に遡ることができる。このジャワのいくつかの Jayapattra から、その当時に典拠とされていた法典に関する情報が読み取れる。例えば、Decree Jayasong と呼ばれる Bendosari 出土の 1350-65 年頃の銅板には、次の一節が書かれている。

makataṅgwan rasâgama ri sañ hyañ Kuṭāramānawādai... (Pigeaud 1960-63 : I.106)

(聖なる Kuṭāramānawa をはじめとする āgama の神髄に依拠して・・・)

王が宗教的寄進地の免税特権を与える旨を宣下した刻文からも、古ジャワ世界の法制に関する情報を読み取ることができる。多くは14世紀中期以降のマジャパイト朝興隆期のものである。例えば1358年にHayam Wuruk王が発した“Ferry Charter”に「Kuṭāramānawaなどのśāstraに専心して」(Pigeaud 1960-63: I.109)とある。‘śāstra’という名詞で受けているので、権威ある何らかの書物あるいはその内容を指していることは確かで、Decree Jayasongと共通する法源に言及していることがわかる。

ただし前例同様、‘Kuṭāramānawa’と称されるものがどのようなテキストあるいは伝承なのか—KuṭāraとMānawaという2つの特定の典拠を示しているのか、Kuṭāramānawaという名の一法典なのか—、それを知る手がかりはない。

3. ジャワのヒンドゥー法典“Āgama”

1885年にJonkerは14世紀のマジャパイト期に起源を発するとみられる法典の写本を校訂・翻訳した。底本はライデン大学図書館所蔵のLOr2215写本である。本文や奥付からはタイトルが読み取れないが、表紙に‘Āgama’と書かれていたことから、Jonkerはこのテキストを“Āgama”と称した。

Jonkerの研究からほぼ百年を経て、HoadleyとHooker(1981)が、大英博物館所蔵の写本をもとに、ジャワの法典のテキスト校訂・翻訳を公刊した。この写本は1814年にJohn Crawfurdがバリ・ブレレンの王から譲り受けたものである(Hoadley and Hooker 1981: 75)。内容を一瞥すれば、Jonkerの扱った写本の第79条に当たる一節および第184条以降を欠いていることを除けば、ほとんど大きな相違がないことがわかる。

このCrawfurd写本の表紙には、‘Cuntara Manawa Sastra’という題字らしきものが残されており、彼が写本を受け取る際にテキストのタイトルとして示唆されたものだろうと考えられる(Carey 1983: 434)。この名称は、前節で我々が注目した‘Kuṭāra Mānawa’を連想させる。ただしこのようなタイトルが伝承として提示されたにもかかわらず、Hoadleyらは、後述するように、このテキストを“Āgama”という固有名詞で呼んでいる。

4. ĀgamaとKuṭāra(-)Mānawa

ジャワのヒンドゥー法典のタイトルに関する混乱の事情について、もう少し詳しく検討してみたい。

“Āgama”と称される法典の内容を概観してみると、準拠法に言及する箇所が少なくないことに気づく。例えば、第32条 (Jonker 版の番号、以下同様) では、8種の悪人 (aṣṭaduṣṭa) のうち、過去の好意に免じて犯罪者をかばう者を罰するよう規定し (cf. Manu IX 275), 「Kuṭāra (-) Mānawa の教えに定められているとおり」と根拠を示す。

さらに興味深いことに、この“Āgama”中には“Kuṭāra”と“Mānawa”から相異なる罰則規定を引き合いに出す箇所がある。例えば、奴隷の所有権消失までの期間を定める第120条では、「Kuṭārāgamaによれば5年、Mānawāgamaによれば10年」という表現をしており、各々に‘āgama’と付け別個の出典として扱う。ほかに、第121条では水牛や牛の所有権消失期間 (cf. Manu VIII. 146) に関して、第137条では他人の妻を襲った者の刑罰について、第143条では旅に出た夫を妻が待つべき期間 (cf. Manu IX. 76) について Kuṭāra と Mānawa それぞれを根拠にして年数や刑罰の程度の異なる規定を示している。

こうした Kuṭāra と Mānawa の規定の矛盾については、第121条が次のようなエピソードによって正当化する。すなわち、

「このいずれかの規定に従うべきである。どちらかが他方よりも優れているという意味ではない。なぜなら、いずれも āgama から発したものであるからである。Mānawāśāstra について言えば、それは Viṣṇu 神の権化である Manu が伝えた。また、Kuṭāraśāstra の方は、同じく Viṣṇu 神の権化として Bhrigu が伝えた。そしてその教えを、Paraśu Rāma が、そしてさらに全世界が遵守した。」

伝説の信憑性は別として、このテキストが書かれた時点では、Kuṭāra と Mānawa が異なる2つの信頼すべき法典であるが、根源は同じで、いずれもヒンドゥー教を背景としていると理解されていたようである。また、ここで āgama が両者の源とされている点にも留意しておきたい。

5. āgama, kuṭāra, mānawa の語義と用例

なぜ Hoadley と Hooker は公刊したテキストに写本の題字とは異なる“Āgama”という名を冠したのか。それは先に紹介したように、このテキストが āgama に最高の権威をおいており、おそらく14世紀には、Āgama という名のインド由来のテキストが存在したはずだと、彼らが考えたからである (1981:73-79)。確かに、この法典には ‘(maṅkana) liñ niñ āgama’ (21,39) や ‘maṅkana liñ sañ hyañ āgama’ (139) (そのように āgama は語る) など、āgama を典拠に挙げる箇所がいくつか見ら

れる。古ジャワ語においては ‘āgama’ とはサンスクリット同様、‘聖典’ という意味で用いられる場合が多い。例えば、14 世紀後半の Hayam Wuruk 王に仕えた仏教監察官 Prapañca による往時の見聞の記録である “Deśawarṇana” では、優れた宗教者に対する形容として ‘widagdhēṅ āgama’ (25.2) (聖典に通暁した) ‘sarwāgamajña’ (69.1) (あらゆる聖典についての知識をもつ) ‘anindyāgamajña’ (83.3) (完璧に聖典に通じた) など、āgama の知識を有することが徳とされる (Pigeaud 1960-62; Robson 1995)。一方、法典と関わるような文脈では、āgama がヒンドゥー法典類のことを指していると考えられることもできる (Gonda 1952: 279)。例えば、同じ Deśawarṇana において、マジヤパイト朝の王の訴訟手続きの公平さに対し「āgama の神髄を遵守している」(73.3) と讃えている。Hoadley らのテキスト中には「āgamaśāstra によれば」(148) という表現もあり、彼らはこれを固有名詞とみなしたようであるが、それを自分たちの編集翻訳したテキスト自体に同定しようとした Hoadley らの解釈は、Carey が批判する (1983: 434) ように無理がある。

‘kuṭāra’ については、Gonda は “Kuṭāra āgama” ないしは “Kuṭāra-Mānawa” という名の法典の存在を前提としていたようであり、サンスクリット語の ‘kuṭṭara’ (山) ないしは ‘kuṭāra’ から古ジャワの法律書の固有名詞に借用されたとするのみである (Gonda 1952: 28)。Zoetmulder (1982) も ‘kuṭāra’ は ‘kuṭāramānawa’ と同義であるとし、ある一つの法典の固有名として辞典に登録している。先にこの名の法典が Jonker 校訂の “Āgama” に言及されることを示したが、既に古ジャワ語最古 (9-10 世紀) の文学作品とされる『ラーマーヤナ』にも ‘wihikan sirēn aji Kuṭāramānawa (24.167) (彼 (Wibhiṣaṇa) は Kuṭāramānawa の教えに通じている) としてその名がみえる。また法典と関わりが深い、教訓や格言に富む “Ślokāntara” でも、善業に通じる 9 種の人間的特質 (nawasaṇa) の一つを説明するなかで「Kuṭāramānawa に精通している」という注釈をつける (84.40)。これが何らかの権威であることは間違いないが、Zoetmulder (おそらく Gonda も) が解釈したように、‘Kuṭāramānawa’ で一つのテキストを指し示すのか、Kuṭāra と Mānawa が別個のテキストなのか、解釈の余地を残したままである。

‘mānawa’ は、kuṭāra とセットで言及される以外に、mānawa 単独、あるいは mānawāgama ないし mānawatantra という複合語の形で現れる。(Zoetmulder 1982)。

Rāmāyaṇa 17.45: sañ Raghūttama sudānta suśīla, Mānawāgama nahan ta tinūtan.

(Jānaki いわく) 夫 Rāma は心穏やかで行い正しく、Mānawāgama を遵守しておられる。)

Bhomaḥkāwya 1.5: sājña sañ Manu hetunyan apagēh irikañ śāsanēn Mānawa.

(すべての人々は) マヌの教えに従っており, Mānawa の規定に忠実である.

Nitiśāstra 4.4 : Yeki n Mānawatantra yogya pituhun tékap ira sañ inuttamêh prajā.

(Mānawatantra が秀でた人々によって遵守されるにふさわしいように…)

“Mānawa” (-āgama, -tantra) はこのように古い有名な韻文作品や箴言集において高い価値がおかれている。名前からマヌ法典を示唆するこの Mānawa だが、果たして忠実な古ジャワ訳なのか、あるいはジャワ的か受容がすすんだ形の部分的翻案なのかどうか。

6. Āgama, Swara Jambu とマヌ法典

Hoadley と Hooker (1981) によって刊行された “Āgama” の内容の検討については、写本の綿密な研究を待たなければならない。というのは、Jonker (1885) からほぼ百年を経てテキストと翻訳が出版されたにもかかわらず、Carey も指摘する (1983:435) ように、ローマ字転写の不統一や誤読、誤訳が多い。テキストの言語についても、Hoadley らが現代ジャワ語の一種 (1981:71-72) としたのは誤りで、古ジャワ語と併存し現代ジャワ語に連なる中期ジャワ語とみなすのが妥当である (Ricklefs 1982:343)。

このような文献研究上の大きな課題を確認したうえで、先行研究を手がかりに、この “Āgama” がどの程度マヌ法典と関連するのか概観しておく。

Jonker のテキストに基いてインドネシア語による訳注研究を出版した Slamet-muljata (1967) は、このテキスト全 275 条が、マヌ法典Ⅷ. 4-7 に定められる訴訟の 18 主題にならって次の 19 主題に分類されるとする。

罰金総則 (1-2); 8 種の罪人 (aṣṭaduṣṭa, 3-23); 奴隸 (24-51); 8 種の窃盗 (aṣṭacorah, 52-80); 凶悪犯罪 (sahasa, 81-93); 売買 (94-97); 担保 (98-116); 負債 (117-153); 委託物 (154-166); 婚資 (167-175); 結婚 (176-197); 姦淫 (198-214); 財産分配 (215-219); 誹謗・侮辱 (wakparusya, 220-225); 暴力 (dandaparusya, 226-246); 不注意・過失 (247-253); けんか (254-257); 土地 (258-262); 虚偽 (263-275)

詳細の検討、特にマヌ法典原典との対照作業はまだ行われていない。Jonker が既に訳注の中で逐条ごとにマヌ法典ほかのヒンドゥー法典との関係を示唆しているが、散見したところでも漏れが多く、綿密かつ体系的な比較研究が求められている。その際、慣習法からの影響についてもじゅうぶんに留意する必要がある。

しかし、マヌ法典に示される 18 主題が何らかの形でジャワで受容されたことは確かである。訴訟に関する主題をたてるという枠組みおよびその数の類似、いく

つかの主題の共通性、サンスクリットの用語の借用などがその論拠となるだろう。

さらにこの訴訟の 18 主題に関して、マヌ法典自体が古ジャワ法に影響を与えたことを確認させるのが、“Swara Jambu” という文献である。まだテキストが公刊されておらず、Leiden 写本 (LOr 4530) を参照した van Naerssen による研究 (1956) によって内容が知られるのみだが、このテキストの 18 主題部分の記述は“Āgama”よりもさらにマヌ法典自体と密接に関わっている。転訛の度合いが少ないサンスクリット原文の引用と、それに対する忠実な古ジャワ語訳・解説というスタイルで書かれており、原典に直接依拠し、正しく伝承されてきたことは明らかである。そのうえ、この作者は Nārāyaṇa ないしは Nandana の注釈付きでマヌ法典を参照したらしいことが、いくつかの条文に対する古ジャワ語の解釈から読み取れる (van Naerssen 1956:127-129)。したがって、Sawara Jambu のテキスト校訂およびサンスクリット法典類との対照作業は、古ジャワ世界でマヌ法典がいかに伝えられ受容されたかを明らかにするための重要な手がかりを与えると思われる。

7. おわりに

以上、古ジャワ版マヌ法典に関して、現存資料に引用される法典らしき名称を辿り、関連テキストの内容を管見するだけでも、未解決の問題が多いことが再確認された。

Mānawa の名を冠する法典が準拠法として示されること、Sawara Jambu のようにサンスクリット原文引用を含むテキストも伝承されていることなどから、マヌ法典がジャワの法制に影響を与えたのは明らかである。Sawara Jambu も“Āgama”も、マヌ法典第 8-9 章の訴訟の 18 主題部分との関連がほとんどであり、原典から「ダルマ」全般を受容したというよりも、刑法・民法に相当する実用部分を選択的に重用したことを推測させる。ただし、Sternbach の箴言集の比較対照研究 (1979: 85-86) によれば、古ジャワの Sārasamuccaya および Ślokāntara にはマヌ法典の訴訟関連以外の部分、例えば第 1-5 章と密接に関わるフレーズも少なくない。したがって、狭義の法典のみならず、教訓・金言集も視野に入れて、マヌ法典のジャワにおける受容の様相を探る必要がある。

“Āgama”を写本から校訂し直し、内容の詳細な検討を行うことが求められていることは既に指摘したが、Pigeaud はライデン写本カタログ (1967-70) に、Jonker の底本を含め数種の写本を“Kuṭāra Mānawa”として収録している。Āgama の再校訂の際にこれらの写本の全容を把握することにより、Kuṭāra と Mānawa の異同、

Jonker 版の底本とそれ以外の写本との関連について、新しい知見が得られるものと思われる。先述の Swara Jambu 及びこれらの “Kuṭāra Mānawa” の写本校訂をまず行うことが、古ジャワ版マヌ法典テキストの内容を解明する鍵になるだろう。

〈参考文献〉(古ジャワ語テキストについては Zoetmulder 1982 : Bibliography 参照)

Ando, M.

1996 ‘Niti Passages of the Old Javanese Rāmayaṇa Kakawin’, *IBK* 46-2, pp. 971-963.

Carey, P.

1983 ‘Book Review’, *Journal of Southeast Asian Studies* 14, pp. 432-435.

Gonda, J.

1952 *Sanskrit in Indonesia*, New Delhi.

Hoadley M. C. and M. B. Hooker

1981 *An Introduction to Javanese Law*, Tucson.

Jonker, J. Ch. G.

1885 *Een Oud-Javaansch Wetboek vergeleken met Indische Rechtsbronnen*, Leiden.

Naerssen, F. H. van

1956 ‘The Aṣṭādaśavyavahāra in Old Javanese’, *JGIS* 15, pp. 111-132.

Pigeaud Th. G.

1960-63 *Java in the 14th Century*, 5 vols, The Hague.

1967-70 *Literature of Java*, 3 vols, The Hague.

Ricklefs, M. C.

1982 Book Review, *Pacific Affairs* 55, pp. 342-344.

Robson S. (tr.)

1985 *Deśawarṇana (Nāgarakṛtāgama)* by Mpu Prapañca, Leiden.

Slametmuljana

1967 *Per-Undang2-an Madjapahit*, Djakarta.

Sternbach, L.

1979 *On the Influence of Sanskrit Gnomical Literature*, Torino.

Zoetmulder, P. J.

1982 *Old Javanese-English Dictionary*, 2 vols, 's-Gravenhage.

(本論文は平成 11 年度文部省科学研究費萌芽的研究の成果の一部である.)

〈キーワード〉 古ジャワ語, マヌ法典, Āgama, Kuṭāra Mānawa, Swara Jambu)

(愛知学院大学助教授, Ph.D.)